

請願第 1 号

請願

町田市教育委員会

教育長 坂本修一 様

2020年⁶月¹⁵日

2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願

(請願項目)

- 1 憲法の国民主権、基本的人権、平和主義にもとづき、町田非核平和都市宣言を尊重した教科書を採択して下さい。特に社会科歴史・公民については慎重な検討を求めます。
- 2 道徳については「心の押し付け」にならないよう慎重な検討を求めます。
- 3 採択を公平・公正に実施するには、公開性、透明性が不可欠です。そのため、学校からの意見の自由記述、採択に際しての市民アンケートの概要報告、教育委員の出版社名を挙げての発言、記名投票を求めます。
- 4 教科書採択の現行制度を改め、既に国際標準とされているように、教員による採択制度とするよう文部科学省、東京都教育委員会に申し入れるよう求めます。
- 5 町田市教育委員会の責任において、2021年度使用の中学校教科書について主体的な検討を加え、過大かつ高度な教育内容や教育格差の拡大などの重大な問題点を明らかにするよう求めます。

(請願理由)

- 1 社会科の歴史・公民教科書の一部には、明治以降の戦争や植民地獲得、支配について歴史事実をゆがめ正当化するもの、また、大日本帝国憲法を美化し、日本国憲法の制定過程をゆがめ日本国憲法の価値をおとしめているものがあります。文部科学省も町田市教育委員会も当然、日本国憲法擁護の義務を負っています。検定を通っているから全て平等という安易な姿勢ではなく、自らの責任で憲法の本質にもとづいた採択を求めます。
- 2 日本弁護士連合会は「道徳」について「国家が肯定する特定の価値を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある」と述べています。一部の教科書には「国を愛し・・・国を発展させようとする心」などを1～4の段階に自己評価させるものもあり、心の押し付けや模範解答（分かった振り）の誘導になるのではないのでしょうか。
- 3 各学校の教員に意見を求めています。報告について「批判的記述」を禁止したり、様々な項目を羅列したり無意味な制限は全く不要です。総合的かつ本質的な分析（自分が授業するのに適する教科書か）によって評価するという複雑な作業については自由記述とするべきです。また、それは採択以前に公開されるべきです。
- 4 ILO・ユネスコは、既に1966年に「教員の地位に関する勧告」で「教員は、教材選択

と採用、教科書の選択、教育方法の採用などについて主要な役割が与えられるべきである」と述べています。実際、東京都では2001年までは、各教科の教員による投票で採択していました。そもそも11(10)教科×3学年×出版社数分の教科書を各委員が精査するのは非常に困難なことではないでしょうか。

- 5 学習指導要領の改訂により「主体的・対話的で深い学び」(アクティブラーニング)が導入され、ページ数が7,6%増え、内容も高度化しています。超多忙な教員にとっても、生徒にとっても大きな負担となり、授業の理解に大きな格差が生じることが危惧されています。単なる採択としてではなく、町田の中学生に直接責任を負う立場での積極的な検討を求めます。